

霧島山の （新燃岳）

噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

霧島山(新燃岳) 噴火警戒レベルと防災対応

- この図は霧島山(新燃岳)火口で噴火した場合の噴火警戒レベル2(火口周辺規制)及び3(入山規制)の規制範囲を示しています。
- レベル3は、活動状況に応じて規制範囲が変わります。
- 居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル4(避難準備)、5(避難)となります。(但し、新湯温泉、湯之野温泉ではレベル3(入山規制)の規制範囲によって防災対応が必要となる場合があります。)



霧島山(新燃岳火口の様子) 2011年3月2日:北西側上空から撮影(国土交通省九州地方整備局の協力による)

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応がとられています。

レベル5(避難):

危険な居住地域からの避難

レベル4(避難準備):

警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

レベル3(入山規制):

火口から居住地域近くまで立入禁止(規制範囲は火口から概ね2km、3kmまたは4kmとなります)。
*規制範囲によっては新湯温泉、湯之野温泉、高千穂河原地域への立入禁止や県道の一部通行止め等。

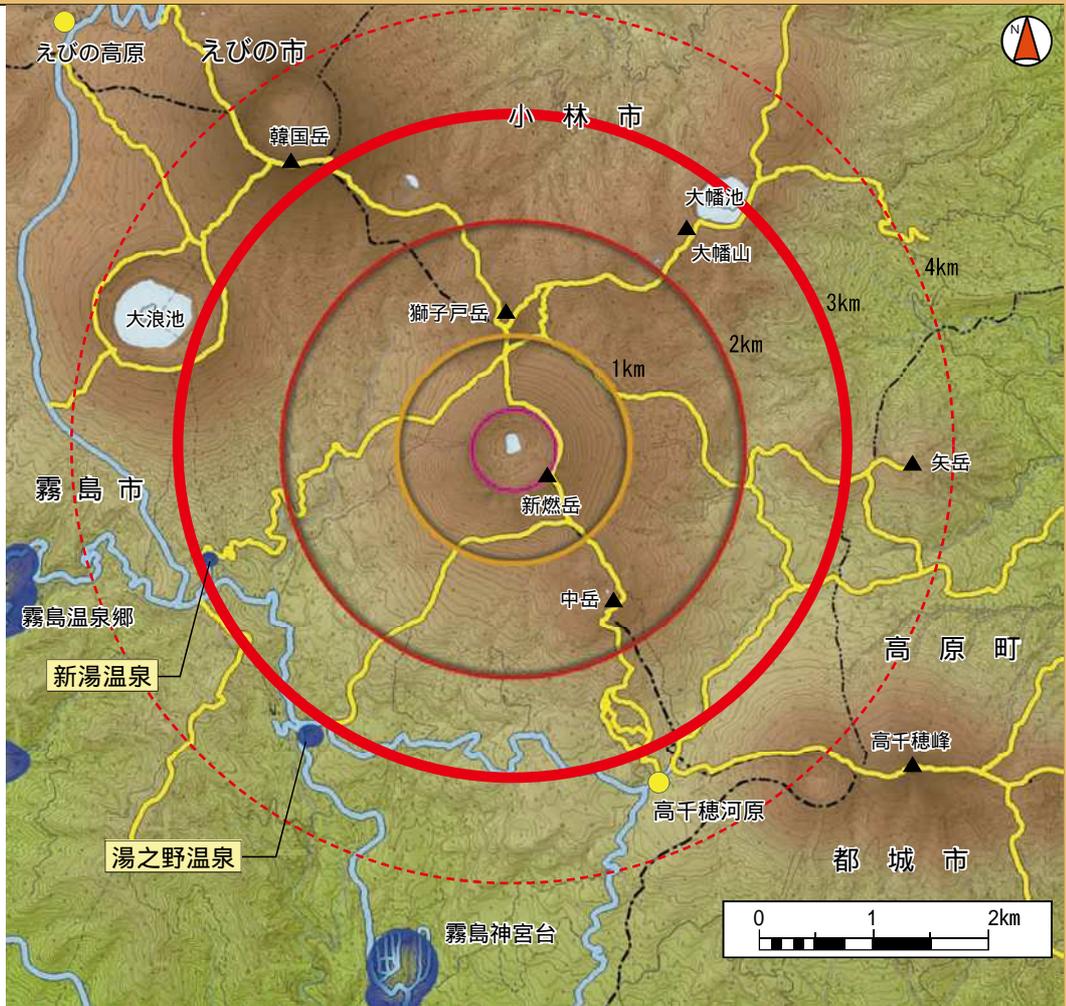
レベル2(火口周辺規制):

火口から概ね1km以内の立入禁止
*新湯登山道、湯之野登山口、中岳山頂から新燃岳を経て獅子戸岳山頂間の登山道立入り禁止

レベル1(活火山であることに留意):

火口内及び火口の西側登山道の立入規制等

- : 一般道
- : 登山道
- : 新燃岳火口
- : 居住区域



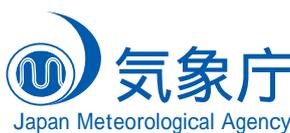
この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高およびカシミール3D)を使用して作成しています

この図は、霧島火山防災検討委員会による噴火予測図をもとに、地元自治体と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については宮崎県、小林市、えびの市、都城市、高原町、鹿児島県、霧島市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



福岡管区气象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 092-725-3606 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
宮崎地方气象台 TEL: 0985-25-4032
<http://www.jma-net.go.jp/miyazaki/>
鹿児島地方气象台 TEL: 099-250-9916
<http://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>



霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している。 過去事例 1716年～1717年(享保年間の噴火) : 火砕流が約3.5kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 観測事例なし 火砕流が火口から概ね3kmを超える可能性。 大きな噴石が火口から概ね4kmを超える可能性。 過去事例 観測事例なし
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	火砕流が火口から概ね3km以内に到達する可能性。 過去事例 明確な記録なし 大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散。 過去事例 2011年1月: 軽石や火山灰を多量に噴出した26日～27日の噴火 2011年2月: 大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 1959年2月: 山頂西側の斜面で割れ目噴火、大きな噴石が1～2km程度まで飛散 警戒範囲は、火砕流の到達状況や大きな噴石の飛散状況によって、火口から概ね2km、3kmまたは4kmとなります。
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	小噴火が発生し、大きな噴石が火口から概ね1km以内に飛散。 過去事例 2010年7月: 大きな噴石が火口周辺に飛散 小噴火の発生が予想される。 過去事例 1991年11月～1992年2月: 火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火が発生
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり。

霧島火山防災連絡会コアメンバー会議では、「火砕流が火口から概ね3kmを超えて流下」、「大きな噴石が火口から概ね4kmを超えて飛散」した場合を、切迫の目安としている。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。風下側では、遠方でも風に流される小さな噴石が降る場合がある。